

(目的)

第1条 本細則は一般社団法人日本エステティック協会(以下協会という)の定款に定められた代議員選挙の実施に関する詳細を規定する。

(代議員の総数)

第2条

概ね正会員及び一般会員50人の中から1人の割合により選出される人数を代議員(端数の取り扱いについては理事会で定める。)の総数とする。

- 2 立候補者の総数が、選挙管理委員会が定める日の会員数において選出した代議員の総数を上回った場合は、全国を次の7ブロックに分け、各ブロックにおける代議員の定数を上回ったブロックのみ選挙を行う。なお、各ブロックにおける代議員の定数は、正会員および一般会員における代議員の総数を、各ブロックの会員数に応じて按分したものとする。

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県
関東・甲信越ブロック	福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県 新潟県
北陸・中部ブロック	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
関西ブロック	滋賀県 京都府 奈良県 大阪府 和歌山県 兵庫県
中国・四国ブロック	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

- 3 選挙を実施した結果、当選者の総数が全国の総定数に不足することとなった場合、落選者については得票率※の高い順に全国の総定数に満つるまで復活当選とする。

※第1条3記載「得票率」

この場合の得票率とは、当該候補者の得票数を、当該候補者の属する選挙区における当選者の得票数の平均で除したものとする。

(選挙の管理)

第3条 総務委員会において選挙管理委員を推薦し、理事会が承認する。委員は、理事以外の正会員および一般会員より3名を選出し、そのうち1名を選挙管理委員長とする。なお、選挙管理委員は代議員に立候補することができない。

- 2 選挙管理委員会は選挙の告示、立候補受付・締切、投票用紙送付、投票締切、開票、当選者の発表が、公正に行われているか管理・監督する。

(立候補の要件)

第4条 立候補しようとするものは、定められた立候補用紙に必要事項を記入し、立候補締切期日までに選挙管理委員会に提出することとする。

(選挙の日程ならびに立候補の募集の公示)

第5条 選挙の日程、立候補の資格(正会員、一般会員)、および立候補の募集期間などを会報誌およびホームページにて公示する。

(投票)

第6条 協会の選挙管理委員会は、総会開催日の60日前までに会員宛に選挙公告を行い、同50日前までに立候補者名簿および投票用紙を送付する。

- 2 インターネットによる投票を行う場合、選挙人は、WEB登録をし、固有のIDならびにパスワードを受け取るものとし、期間中に投票できる。
- 3 候補者名簿はつぎのように構成する。
(1) 代議員候補者名簿は、ブロックごとに氏名を50音順に配列し、所属等を記載する。
- 4 投票用紙は、候補者名簿と同順に配列された候補者ごとに投票欄を設ける。なお、投票用紙の偽造を防ぐために、特別な用紙を用いるなど何らかの対策を講ずるものとする。
- 5 投票は、無記名とし、候補者の中から支持する候補者5名以内について○を記入する。
- 6 投票用紙は所定期日までに信任を記入し選挙管理委員会に返送すること(期限必着)をもって投票終了とする。
- 7 インターネット投票の場合は、所定の期日をもって終了する。
- 8 立候補の数が代議員の定数に満たないブロックにおいては、投票は行わないこととし、立候補者すべてを無投票当選とする。

(開票)

第7条 開票にあたっては、選挙管理委員が2名以上立会い、行うこととする。

(無効投票)

第8条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いていない場合
 - (2) 5名を超えて○が記入されている場合
 - (3) 投票欄以外になんらかの記入がある場合
- 2 効力に疑義があるときは、選挙管理委員会が判定する。

(当選者の決定)

第9条 当選者は有効票のみ用いて、以下の手順で決定する。

- (1) 当選者の順位は得票数の多い順に選定する。得票数が同数の場合、本協会の前身の日本エステティック協会の在籍期間をふくめ在籍期間の長い者を優先する。在籍期間も同じ場合は、選挙管理委員会にて活動歴を考慮して順位を決定する。

(当選者への通知)

第10条 当選者には郵送で通知し、就任の諾否を問い、選挙管理委員会あて返送していただく。

(代議員の発表)

第11条 就任を承諾した当選者の氏名は速やかに会報誌およびWEBサイトにて公開する。

(補欠選挙)

第12条 代議員の任期中に何らかの事由で、代議員に欠員が生じたときは原則として補欠選挙は行わない。

第13条 本細則の改定は、総務委員会の審議を経て、理事会にて決議する。

附則

1 本細則は2009年1月23日より施行する。

2 一部改定(2010年9月10日・第9回理事会決議)

- ・ 第4条 選挙管理委員会の構成
- ・ 第5条 推薦権の上限規程
- ・ 第7条 公告期日および2のインターネット投票の実施
- ・ 第14条 新規に規程

3 一部改定(2012年10月26日・第10回理事会決議)

- ・ 第3条および第3条の2 選挙の管理
- ・ 第4条 選挙管理委員会の構成の削除(以下、条項番号繰り上げ)
- ・ 第4条 立候補の要件、第4条の2と3の削除
- ・ 第6条および第6条の5、第6条の8の追加 投票
- ・ 第7条の2 開票
- ・ 第8条(2) 無効投票
- ・ 第9条(1) 当選者の決定、第9条(2)の削除
- ・ 第10条 当選者への通知
- ・ 第11条 代議員の発表

4 一部改定(2013年12月19日・第8回理事会決議)

- ・ 代議員総数の基準日
- ・ 委員会名
- ・ 1の削除、番号繰り上げ
- ・ 第13条 委員会名

5 一部改定(2017年1月19日・第6回理事会決議)

- ・ 第2条の2 選挙実施基準
- ・ 第2条の3 新規に規定(復活当選)
- ・ 選挙管理委員会の構成
- ・ 第5条 立候補資格

6 一部改定(2018年9月27日・第4回理事会決議)

定款変更に伴う変更:法人正会員 削除

- ・ 第2条
- ・ 第2条の4
- ・ 第5条